

株 主 各 位

東京都渋谷区東二丁目23番10号

北 沢 産 業 株 式 会 社

代表取締役社長 北 川 正 樹

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使に関しましてはお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、次頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年6月28日（月曜日）営業時間終了時、午後5時30分までに行行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番地7号 新大宗ビル1号館
フォーラムエイト 8階 キングスクエア
（前回会場と異なり同ビル内の8階になります。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより当会社の議決権を有する他の株主様1名に限りです。）
- ご出席の際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。また、総会会場におきましては、アルコール除菌液の設置、運営スタッフのマスクの着用等、感染予防の措置を講じてまいります。
- 総会ご出席者へのおみやげ、お飲物などをご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合、株主総会の運営に変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kitazawasangyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

株主総会にご出席でない場合



▶ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



▶ インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分入力分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- ※ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- ※ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分入力分まで

パソコンによる議決権行使

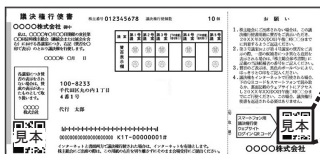
議決権行使ウェブサイト ▶▶▶ <https://www.e-sokai.jp>

上記議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。


※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

(受付時間 9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付)

ご注意事項

- ※ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から経済活動が大きく制限され、企業収益の悪化に伴う景況感の低迷、個人消費の落ち込みなど非常に厳しい状況で推移いたしました。

当社グループの主要取引先である外食産業および旅館・ホテル業界におきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた営業自粛の要請、インバウンド需要の消滅などから業績の回復は遅々として進まず先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は142億98百万円（前期比12.8%減）となりました。利益面では、営業利益16百万円（前期比94.5%減）、経常利益98百万円（前期比72.6%減）を計上したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失66百万円を計上した影響から親会社株主に帰属する当期純損失37百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1億50百万円）を計上いたしました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（業務用厨房関連事業）

業務用厨房関連事業につきましては、売上高は139億64百万円と前期に比し13.1%の減収、営業利益は4億77百万円と前期に比し38.9%の減益となりました。

（不動産賃貸事業）

不動産賃貸事業につきましては、売上高は3億49百万円と前期に比し0.5%の減収となり、営業利益は2億13百万円と前期に比し3.4%の増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資にかかる設備投資額は、2億50百万円であり、主に沖縄営業所の建物の建築、備品および車両の投資額であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

(企業集団の営業成績および財産の状況の推移)

区分	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (2020年3月期)	第74期 (当連結会計年度 (2021年3月期))
売上高(千円)	17,735,937	17,194,734	16,399,312	14,298,926
経常利益(千円)	518,342	386,424	359,251	98,484
親会社株主に帰属 する当期純利益(△純損失)(千円)	416,187	166,871	150,958	△37,915
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	22.39	8.98	8.12	△2.04
総資産(千円)	17,789,541	17,227,926	16,870,217	16,785,349
純資産(千円)	9,199,896	9,054,924	8,928,012	9,030,673
1株当たり純資産(円)	494.86	487.06	480.25	485.78

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正等に伴う会社計算規則の改正を第72期から適用しており、第71期については組替後の数値を記載しております。
 3. 第71期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種が始まってはいるものの、変異株の拡大もあり新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明であり、今後も予断を許さない状況が続くことが予想されます。このような状況のもと、当社グループは食品加工場、スーパーマーケットなどの中食への営業強化に努めながら、外食産業の本格的な業績回復時の需要拡大を見据えた営業を展開してまいります。また、同業他社との差別化を図った高付加価値商品の販売を推進した積極的な営業活動に努めてまいります。

次期の連結業績は、売上高163億60百万円、営業利益2億85百万円、経常利益3億45百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1億55百万円を計画しております。当社グループは、単品販売の強化を図り、より競争力のある商品を重点的に拡販し、24時間365日サービス体制を更に充実したものにす所存であります。

また、リスク管理とコンプライアンスの強化を図ってまいります。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社北沢キープサービス	20百万円	100.0%	厨房機器の修理、保守管理
エース工業株式会社	70百万円	100.0%	食品加工機械・厨房機器の製造
サンバイク株式会社	42百万円	100.0%	製菓・製パン機械器具の製造

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当企業集団は、業務用厨房機器・家具の販売を主に、これらに附帯する業務用厨房機器の修理・保守サービスおよび業務用機械器具、製菓・製パン機械器具の製造を行っているほか、不動産の賃貸業務を営んでおります。

(9) 本社および主な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社：東京都渋谷区東二丁目23番10号

支 店：札幌・仙台・宇都宮・水戸・大宮・東京・立川・千葉・横浜・名古屋・松本・大阪・広島・松山・福岡

営業所：旭川・函館・帯広・青森・弘前・八戸・盛岡・水沢・秋田・山形・郡山・いわき・新潟・前橋・甲府・柏・三島・浜松・富山・金沢・福井・京都・岡山・山口・高松・高知・北九州・熊本・鹿児島・沖縄

出張所：釧路・三重・長野・神戸・和歌山・松江・徳島・大分

② 子会社

株式会社北沢キープサービス	本 社	埼玉県日高市大字下大谷沢3番地1 (当社日高流通センター内)
	支 店	渋谷
	営業所	旭川・札幌・函館・帯広・釧路・青森・弘前・八戸・盛岡・水沢・仙台・秋田・山形・郡山・いわき・新潟・前橋・宇都宮・水戸・大宮・東京・立川・甲府・千葉・柏・横浜・三島・浜松・名古屋・岐阜・松本・富山・金沢・京都・大阪・岡山・広島・山口・高松・松山・高知・徳島・北九州・福岡・熊本・鹿児島・沖縄
	分 室	渋谷
エース工業株式会社	本 社	埼玉県狭山市根岸689番1号
サンバイク株式会社	本 社	福岡県久留米市荒木町白口1981番1号

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
470名	10名減	42才8ヶ月	13年2ヶ月

- (注) 1. 従業員数は全連結会社の就労人員の合計であります。
2. 従業員数には契約社員および臨時従業員(派遣社員、パートタイマーおよびアルバイト)14名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社北陸銀行	1,020,000
株式会社横浜銀行	680,000
株式会社三井住友銀行	300,000
株式会社三菱UFJ銀行	100,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
(2) 発行済株式の総数 23,818,257株
(3) 株主数 3,232名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
北沢持株会	1,700	9.15
光通信株式会社	1,680	9.04
株式会社北陸銀行	921	4.95
北沢産業従業員持株会	920	4.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	857	4.61
フクシマガリレイ株式会社	778	4.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	504	2.71
株式会社UHPartners2	399	2.15
株式会社インテリックス	370	1.99
株式会社コメットカトウ	272	1.47

(注) 当社は、自己株式5,228,065株を保有しておりますが、上記大株主より除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	尾 崎 光 行	
代表取締役社長	北 川 正 樹	
常 務 取 締 役	酒 井 保 太 郎	本社営業本部長
取 締 役	石 塚 洋	管理本部長
取 締 役	小 山 栄 樹	購買部長兼海外部長
取 締 役	神 田 浩 徳	営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長
取 締 役	青 木 茂 男	公認会計士、公益財団法人金子国際文化交流財団 理事長、一般財団法人会計教育研修機構 監事、茨城キリスト教大学 名誉教授、千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授
取 締 役	山 田 正 人	
常 勤 監 査 役	相 原 貴 二	
監 査 役	藤 森 一 喜	税理士 藤森一喜税理士事務所
監 査 役	井 上 晴 孝	弁護士 井上・桜井法律事務所 株式会社 ヴィア・ホールディングス 社外取締役
監 査 役	納 谷 全 一 郎	弁護士 あきつ総合法律事務所

(注) 1. 当事業年度中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 2020年6月29日開催の第73期定時株主総会において、山田正人氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 2020年6月29日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、河上敏嗣氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役のうち青木茂男氏、山田正人氏の2名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
監査役のうち藤森一喜氏、井上晴孝氏、納谷全一郎氏の3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、取締役青木茂男氏、取締役山田正人氏、監査役井上晴孝氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役藤森一喜氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度末日後に生じた担当および重要な兼職の異動の状況

氏 名	新	旧	異動年月日
小 山 栄 樹	取締役自動機器担当 ユース工業株式会社 代表取締役社長	取締役購買部長兼海外部長	2021年4月1日
神 田 浩 徳	取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長兼関東ブロック担当	取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長	2021年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役青木茂男氏、取締役山田正人氏、監査役相原貫二氏、監査役藤森一喜氏、監査役井上晴孝氏および監査役納谷全一郎氏の6名との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査役の報酬の決定方針は、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内において、その配分を取締役会で協議し、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行の状況並びに在任年数等を総合的に勘案し決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬総額については、1993年6月29日開催の第46期定時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人部分を除く）、監査役の報酬総額については1990年6月28日開催の第43期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議され定めております。また、第46期定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名、第43期定時株主総会の終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額は、取締役の報酬の決定方針に基づき、取締役会の一任を受けた代表取締役社長北川正樹が、社外取締役及び社外監査役と協議し個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、代表取締役に委任する権限の内容に関しては、株主総会及び取締役会決議による内容の範囲内としております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行の状況並びに在任年数等を総合的に勘案でき、適任と判断したためです。

取締役会は取締役の個人別の報酬等の決定内容は当該権限が適切に行使されるよう社外取締役、社外監査役と協議の上決定していることから決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	94,170	91,050	3,120	—	9
(うち社外取締役)	(5,280)	(5,280)	(—)	—	(3)
監査役	16,080	16,080	—	—	4
(うち社外監査役)	(7,920)	(7,920)	—	—	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(うち社外取締役)の報酬額には2020年6月29日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。
3. 2014年6月27日開催の第67期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役および監査役に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期は対象となる取締役および監査役の退任時とすることを決議いただいております。
4. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標に関しては、当社にとって連結経常利益が重要と認識していることから直近4事業年度の連結経常利益の平均額を用い、規程の範囲内において各役員の報酬と責務に相応しい水準となるよう、担当部門の業績貢献度等を総合的に勘案した上で決定しております。
当事業年度を含む直近4事業年度の連結経常利益に関しては1.(5) 財産および損益の状況の推移に記載の通りであり、第70期の連結経常利益は364,083千円となっております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役である青木茂男氏、社外監査役である藤森一喜氏、井上晴孝氏、納谷全一郎氏の兼職先である他の法人等は当社と関係がありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	青木茂男	2020年度の取締役会14回のうち14回に出席し、大学教授、財団法人の理事長および監事としての豊富な経験と公認会計士などの財務及び会計に関する幅広い知識を活かした、経営の意思決定などへの妥当性・適正性を確保するための発言を経営全般の観点から適宜行っております。
取締役	山田正人	2020年6月29日就任以降の取締役会10回のうち10回に出席し、金融機関に勤められた経験や上場会社の取締役を務められた経営経験を活かした、経営の意思決定などへの妥当性・適正性を確保するための発言を経営全般の観点から適宜行っております。
監査役	藤森一喜	2020年度の取締役会14回のうち14回に出席し、また、2020年度の監査役会14回のうち14回に出席し、税理士の立場から適宜発言しております。
監査役	井上晴孝	2020年度の取締役会14回のうち13回に出席し、また、2020年度の監査役会14回のうち14回に出席し、弁護士の立場から適宜発言しております。
監査役	納谷全一郎	2020年度の取締役会14回のうち14回に出席し、また、2020年度の監査役会14回のうち14回に出席し、弁護士の立場から適宜発言しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役全員および監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約は被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されます。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 永和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額 | 26,000千円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 26,000千円 |

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について会計監査人から監査計画（監査方針、監査体制、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積額について前期実績と比較、経理部等関係各部門からの情報、評価等を踏まえ検討した結果として報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったとした場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」に関する株主総会に付議するための議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 永和監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令の定める額に限定しております。

5. 会社の体制および方針「内部統制システムの構築に関する基本方針」

当社は2015年4月17日の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について改定を行い、下記のとおり決議いたしました。

主な改定内容は、「関係会社管理規程」、「公益通報者保護規程」などグループとしての体制を強化した項目を追加いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とする。
(経営理念)

我が社は、食品加工機器・厨房機器の総合販売会社として、新しい見識と技術をお客様に提供し、共存共栄の理想を実現し、会社の安定と社員の幸福を増進し、社会の繁栄に貢献することを経営の理念とする。

② 役員・使用人が、法令・定款違反行為を行いまは行われようとしていることに気付いたときは、速やかに代表取締役を含めた担当役員、または上司に通報（匿名も可）しなければならないと定める。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

③ 内部監査部門である監査室が、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施する。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、販売戦略会議の議事録は、法令および取締役会規程等に従い作成し、適切に保存・管理するものとし、取締役および監査役は、当該規程に従い、常時閲覧できるものとする。
 - ② 稟議書、契約書、会計帳簿、その他、行政機関ならびに証券取引所に提出した書類、経営および業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、法令および取締役会規程、文書取扱規程により適切に作成、保存・管理し、取締役および監査役は、当該規程に従い、閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 損失の発生を回避するため、業務執行にあたっては、取締役会規程、稟議規程および職務権限規程に定める決裁手続きにより、承認決裁を得た上で、これを行うものとする。
 - ② 損失の発生を回避するため、業務執行にあたっては、販売管理規程に定める与信管理・リスク管理を実施し関係部署とも協議の上、これを行うものとする。
 - ③ 監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容および損失の程度等について直ちに担当役員および担当部署に通報される体制を構築する。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させる為、取締役および関係者が出席する販売戦略会議を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
 - ③ 販売、管理他提案等に関する情報交換および取締役会への上申事項を判断・協議する為、毎月1回以上取締役を含む部長会を開催する。尚、部長会の協議事項としては、次長会および課長会より部長会に上申された検討事項を含む。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとし、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、合議のうえ関係書類の提出を求め、検討・協議を行う。
 - ② 子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、担当役員が総合的に助言・指導を行う。
 - ③ 監査室は、当社および子会社のリスク情報の有無を監査する。
 - ④ 当社および子会社に損失の危険が発生し、監査室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社と子会社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告される体制を構築する。
 - ⑤ 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査室は、子会社の各部署と十分な情報交換を行う。
 - ⑥ 関係会社管理規程に基づき、関係会社に関する業務の円滑化および管理の適正化を図り、円滑なグループ活動と技術、生産、営業、販売等の諸問題につき協調を促進するため、必要のある場合には関係会社会議を開催し、意思の疎通を図る。

- ⑦ 公益通報者保護規程において、子会社の取締役等の行為も通報対象となることや子会社も通報制度を利用できる通報者等に含まれている旨が規定されており、これを周知することにより、グループにおける法令順守・コンプライアンス経営を強化する。
- (6) 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査室は、必要に応じて監査役の職務を補助する。
 - ② 前項の具体的な内容については監査役の意見を聴取し、担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮し必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を選定する。
 - ③ 前項に基づいて選定された使用人は、監査役から受けた指示に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けない。
 - ④ 監査役の職務を補助すべき使用人には、監査役の指示による調査の権限を認め、その者の人事に関する事項の決定には監査役会の同意を得る。
- (7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社および子会社の取締役および使用人は会社に対し、著しい損害をおよぼす恐れのある事実を発見した時は法令に従い直ちに監査役に報告する。
 - ② 当社および子会社の取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ③ 監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、主要な会議に出席するとともに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める業務が適正に執行されていることを監査する。
 - ④ 公益通報者保護規程に基づき、総務部は内部通報窓口への通報の状況を監査役に報告する。
 - ⑤ 当社は、公益通報者保護規程に、通報者等が通報等をしたことおよび監査役に報告した者が同報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないように、必要な措置を講ずるとともに、通報者等の職場環境の保全に努める旨を規定している。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制を含め、当社の監査体制と内部統制システムとの調整を図り、監査体制の実効性を高める。
 - ② 取締役および使用人は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。
 - ③ 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うことを目的とし、必要に応じて法律・会計の専門家その他の外部アドバイザーを会社の費用で活用することができる。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ① 健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。
 - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関との連携体制を構築し、毅然とした態度を貫きます。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた「内部統制システムの構築に関する基本方針」を整備しております。運用状況は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等が適正に行われ、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回、販売戦略会議は12回、部長会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会の監査方針に則り監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役との間での意見交換、会計監査人との意見交換および監査室との意見交換により、情報共有等の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門である監査室は、内部監査基本計画に基づき、各部署および子会社における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。

しかしながら、大規模な株式の買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模な株式の買付けの内容について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、これをもって会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少等の構造的変化の進展、ライフスタイルの変化による食生活の一層の多様化、また、先行きが不透明な経済環境などめぐるしいものがあります。このような経営環境下において、当社では企業価値向上の取り組みとして、外食産業を中心とする業界動向に関する情報収集の強化を図ることにより常に変化していく顧客のニーズに的確に対応し、24時間365日サービス体制といったアフターサービスの更なる向上に取り組むことで、取引先からの信頼を更に強固なものにしていく所存でおります。当社グループは業務用厨房機器発展の一翼を担う企業としての自負を基本に、高付加価値商品の販売・自社商品の販売促進等商品差別化の推進を行ってまいります。また、自社商品を使用して頂

くことによる効率的で安全性の高い作業環境の提案およびお客様のニーズを最優先に考えた提案セールス・戦略的営業の推進を図り、市場ニーズの多様化にも柔軟に対応できる積極的な事業展開を行っていく所存であります。今後の課題としては、更なる単品販売の強化を図っていくなかで、コーヒーマシン・マルチクッカーおよびスチーム&コンベクションオープン等競争力のある商品を重点的に拡販するとともに、ホテル・病院・福祉施設・加工場等の大型施設への積極的な営業活動、24時間365日サービス体制の一層の充実を目指してまいります。また、当社ではPotential Customer（潜在的な力を持ったお客様）、Previous Customer（以前のお客様）への営業をPC営業と称した既存顧客の掘り起こし・独自の顧客リストを用いた戦略的な営業活動等、こうしたお客様への営業基盤の強化も図っております。さらに、当社では「物を売るのは人である」の観点に立ち、人材教育についても積極的に行っております。埼玉県日高市に所有する150名収容の会議室、40名収容の宿泊設備、150平方メートルのテストキッチン等を備えた研修施設において社員研修を行っております。研修施設においては、社員研修だけでなくお客様へのセミナーの場としてフルに活用し、受注に結びつくなどの効果も得ております。不動産賃貸事業においては、優良な入居者を確保することにより、安定的な収益の確保に努めてまいります。当社はこれらの施策により、安定した業績の確保と健全な財務体質を構築し、当社の企業価値および株主の皆様との共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の保護および株主の皆様が大規模な買付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として、大規模な買付けに関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、以下、当該買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールにおいては、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後大規模買付行為が開始されるというもので、その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の誓約および意向表明書をご提出いただきます。

(2) 大規模買付者からの情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供いただくべき、株主の皆様との判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみ

とする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)とします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

(4) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置をとるか否か等の検討および判断については、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は上記の判断を行うにあたりかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について当社取締役会に対して勧告することとします。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、外部専門家等の意見も参考にして当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。また、本プランは、経済産業

省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえたものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもってのこと

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能にするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもったものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために独立委員会の勧告を経るなどの仕組みを確保しているものといえます。

(4) 当社取締役の任期は1年であること

当社は、2010年6月29日開催の定時株主総会において、当社取締役の任期を従来の2年から1年に短縮いたしました。従って、本プランの有効期間中であっても、毎年、当社の取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会における、株主の皆様のご承認に基づき、本プランを更新いたしました。

本プランは、有効期間を2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするいわゆるサンセット条項が付されております。また、本プランの有効期間の前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものであり、当社株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,339,378	流 動 負 債	6,435,920
現金及び預金	4,089,592	支払手形及び買掛金	3,723,060
受取手形及び売掛金	2,629,037	短期借入金	2,119,000
商 品	1,396,613	未払法人税等	33,332
製 品	3,144	賞与引当金	105,876
仕 掛 品	23,155	そ の 他	454,652
原材料及び貯蔵品	53,248	固 定 負 債	1,318,754
そ の 他	149,385	退職給付に係る負債	955,641
貸倒引当金	△4,800	役員退職慰労引当金	263,288
固 定 資 産	8,445,970	長期未払金	80,400
有 形 固 定 資 産	5,658,691	そ の 他	19,424
建物及び構築物	2,554,888	負 債 合 計	7,754,675
機械装置及び運搬具	106,946	純 資 産 の 部	
土 地	2,826,982	株 主 資 本	8,169,702
そ の 他	169,874	資 本 金	3,235,546
無 形 固 定 資 産	202,412	資 本 剰 余 金	2,965,130
ソフトウェア	61,314	利 益 剰 余 金	2,911,461
そ の 他	141,097	自 己 株 式	△942,436
投資その他の資産	2,584,865	その他の包括利益累計額	860,971
投資有価証券	2,202,485	その他有価証券評価差額金	858,295
破産更生債権等	131,941	退職給付に係る調整累計額	2,676
長期貸付金	6,550		
繰延税金資産	111,071		
そ の 他	248,542	純 資 産 合 計	9,030,673
貸倒引当金	△115,725	負 債 純 資 産 合 計	16,785,349
資 産 合 計	16,785,349		

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,298,926
売上原価	10,638,232
売上総利益	3,660,694
販売費及び一般管理費	3,644,234
営業利益	16,460
営業外収益	
受取利息	86
受取配当金	37,478
受取家賃	9,249
為替差益	1,688
受取保険金	12,364
助成金収入	26,100
その他	6,274
93,242	
営業外費用	
支払利息	11,217
11,217	
経常利益	98,484
特別損失	
固定資産除却損	1,621
減損損失	66,035
67,657	
税金等調整前当期純利益	30,827
法人税、住民税及び事業税	67,202
法人税等調整額	1,541
68,743	
当期純損失(△)	△37,915
非支配株主に帰属する当期純損失	-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△37,915

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,235,546	2,965,130	3,042,328	△942,403	8,300,602
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△92,951		△92,951
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△37,915		△37,915
自己株式の取得				△33	△33
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△130,867	△33	△130,900
当 期 末 残 高	3,235,546	2,965,130	2,911,461	△942,436	8,169,702

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	628,892	△1,481	627,410	8,928,012
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△92,951
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△37,915
自己株式の取得				△33
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	229,402	4,158	233,561	233,561
連結会計年度中の変動額合計	229,402	4,158	233,561	102,661
当 期 末 残 高	858,295	2,676	860,971	9,030,673

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- | | |
|------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 3社 |
| ② 連結子会社の名称 | 株式会社北沢キープサービス
エース工業株式会社
サンバイク株式会社 |

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

商品

個別法による原価法

製品及び仕掛品

売価還元法による原価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

たな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～6年

なお、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権 8年

③ 長期前払費用 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
また、連結子会社は、一般債権については貸倒実績率または税法上の規定に基づく法定繰入率により、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、それぞれ発生の翌連結会計年度に費用処理することとしております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

- ① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ② 据付工事を含む販売契約に係る収益の計上基準
当連結会計年度に着手した据付工事を含む販売契約のうち、納品開始から90日以上で、進捗部分について成果の確実性が認められる販売契約については工事進行基準（販売の原価比例法）を、その他の据付工事を含む販売契約については検収基準を適用しております。
- (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度に計上した繰延税金資産額111百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは事業計画に基づいております。当社グループの主要取引先である外食産業及び旅館・ホテル業界におきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた営業自粛の要請、インバウンド需要の消滅などから業績の回復は遅々として進まず先行き不透明な状況が続いており、当社グループの事業活動にも影響を及ぼしています。会計上の見積りを行う上では、今後の広がり方や終息時期を正確に測定、予測することは極めて困難なため、認められる事象、傾向が翌連結会計年度末まで継続するものと仮定し、課税所得の見積りの基礎となる事業計画に当該影響を織り込み、将来課税所得の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、当社グループの主要取引先である外食産業及び旅館・ホテル業界を取り巻く外部環境、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況や収束時期、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症は経済・企業活動に大きな影響を与える事象であり、今後の影響拡大や収束時期等を予測することは困難であることから、不確実性が高い状況にあると考えております。一方で、ワクチン接種が予定通り進むことにより、2022年3月期においては当該影響が残るものの、緩やかな回復基調に向かうと仮定しており、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、会計上必要となる見積りを行っております。

なお、前述の通り、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素も多いことから、今後の財政状態及び経営成績の状況に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

5,213,974千円

2. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	3,600,000千円
借入実行残高	2,100,000千円
差引額	1,500,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失計上額
事業用資産	北海道旭川市	土地	1,890千円
	大阪府大阪市	土地・建物	63,581千円
	香川県高松市	土地	563千円

当社グループは、業務用厨房関連事業については管理会計上の区分を基礎として各地域ブロックを、不動産賃貸事業用資産及び遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産については、当連結会計年度において、売上高の減少によって収益性が低下したことにより回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。

なお、事業用資産の回収可能価額は正味売却価額により測定算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式 23,818,257株

2. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	92,951千円	5円	2020年3月31日	2020年6月30日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,950千円	5円	2021年3月31日	2021年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、資金運用については短期的な預金を基本とし、一時的な余資が生じた場合は安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金は銀行借入にて調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先ごとに期日及び残高の管理を行い、主な取引先の信用状況は定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握をしております。また、デリバティブは外貨建資産、負債に係る為替相場の変動リスクを回避する目的のみで行うものとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,089,592	4,089,592	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,629,037	2,629,037	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,200,973	2,200,973	-
資産計	8,919,604	8,919,604	-
(1) 支払手形及び買掛金	3,723,060	3,723,060	-
(2) 短期借入金	2,119,000	2,119,000	-
(3) 長期未払金	80,400	77,869	△2,530
負債計	5,922,460	5,919,929	△2,530

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未払金

これらの時価について、将来キャッシュ・フローを銀行等で追加的に借り入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,511

上記については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション（土地含む。）を所有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は213,734千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,410,566	4,567,158

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 485円78銭
2. 1株当たり当期純損失（△） △2円04銭

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,986,377	流 動 負 債	6,419,793
現金及び預金	3,815,639	支払手形	2,432,168
受取手形	318,667	買掛金	1,368,800
売掛金	2,278,582	短期借入金	2,100,000
商品	1,369,793	未払金	104,851
短期貸付金	2,720	未払費用	19,529
前払金	36,550	未払法人税等	24,310
前払費用	60,810	未払消費税等	94,140
その他の	108,414	前受金	123,169
貸倒引当金	△4,800	預り金	59,517
固 定 資 産	8,566,266	前受収益	13,905
有 形 固 定 資 産	5,611,430	賞与引当金	79,400
建物	2,480,635	固 定 負 債	1,279,203
構築物	72,645	退職給付引当金	918,278
機械装置	13,409	役員退職慰労引当金	258,700
車両運搬具	50,241	長期預り保証金	21,551
工具器具備品	167,517	長期未払金	80,400
土地	2,826,982	長期前受収益	273
無 形 固 定 資 産	200,908	負 債 合 計	7,698,997
特許権	88,665	純 資 産 の 部	
借地権	31,555	株 主 資 本	7,995,351
電話加入権	19,233	資 本 金	3,235,546
ソフトウェア	61,314	資 本 剰 余 金	2,965,130
その他	139	資本準備金	2,964,867
投資その他の資産	2,753,927	その他資本剰余金	263
投資有価証券	2,202,485	利 益 剰 余 金	2,737,110
関係会社株式	173,001	その他利益剰余金	2,737,110
破産更生債権等	131,941	土地圧縮積立金	54,931
長期前払費用	6,542	建物圧縮積立金	3,725
会員権	2,400	構築物圧縮積立金	83
長期貸付金	6,550	繰越利益剰余金	2,678,370
繰延税金資産	99,235	自 己 株 式	△942,436
リース投資資産	64,012	評 価 ・ 換 算 差 額 等	858,295
その他の	183,483	その他有価証券評価差額金	858,295
貸倒引当金	△115,725	純 資 産 合 計	8,853,647
資 産 合 計	16,552,644	負 債 純 資 産 合 計	16,552,644

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,297,349
売上原価	10,807,388
売上総利益	3,489,960
販売費及び一般管理費	3,468,965
営業利益	20,995
営業外収益	
受取利息	248
受取配当金	40,418
受取家賃	9,249
受取手数料	854
受取賃貸料	7,402
為替差益	1,688
受取保険金	9,564
助成金収入	23,373
その他	4,572
営業外費用	
支払利息	10,861
経常利益	107,506
特別損失	
固定資産除却損	1,273
減損損失	66,035
税引前当期純利益	40,196
法人税、住民税及び事業税	56,184
法人税等調整額	948
当期純損失(△)	△16,935

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,235,546	2,964,867	263	2,965,130	2,846,997	2,846,997
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△92,951	△92,951
当期純損失 (△)					△16,935	△16,935
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△109,887	△109,887
当 期 末 残 高	3,235,546	2,964,867	263	2,965,130	2,737,110	2,737,110

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△942,403	8,105,271	628,892	8,734,164
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△92,951		△92,951
当期純損失 (△)		△16,935		△16,935
自己株式の取得	△33	△33		△33
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			229,402	229,402
事業年度中の変動額合計	△33	△109,920	229,402	119,482
当 期 末 残 高	△942,436	7,995,351	858,295	8,853,647

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	合計
当 期 首 残 高	58,876	2,788,120	2,846,997
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当		△92,951	△92,951
当 期 純 損 失 (△)		△16,935	△16,935
固定資産圧縮積立金の取崩	△136	136	-
事業年度中の変動額合計	△136	△109,750	△109,887
当 期 末 残 高	58,740	2,678,370	2,737,110

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

商 品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
車両運搬具	4～6年

なお、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	8年
-----	----

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生の翌事業年度に費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 据付工事を含む販売契約に係る収益の計上基準

当事業年度に着手した据付工事を含む販売契約のうち、納品開始から90日以上で、進捗部分について成果の確実性が認められる販売契約については工事進行基準（販売の原価比例法）を、その他の据付工事を含む販売契約については検収基準を適用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に計上した繰延税金資産額99百万円

(2) その他見積もりの内容に関する理解に資する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは事業計画に基づいております。当社グループの主要取引先である外食産業及び旅館・ホテル業界におきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた営業自粛の要請、インバウンド需要の消滅などから業績の回復は遅々として進まず先行き不透明な状況が続いており、当社グループの事業活動にも影響を及ぼしています。会計上の見積りを行う上では、今後の広がり方や終息時期を正確に測定、予測することは極めて困難なため、認められる事象、傾向が翌事業年度末まで継続するものと仮定し、課税所得の見積りの基礎となる事業計画に当該影響を織り込み、将来課税所得の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、当社グループの主要取引先である外食産業及び旅館・ホテル業界を取り巻く外部環境、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況や収束時期、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症は経済・企業活動に大きな影響を与える事象であり、今後の影響拡大や収束時期等を予測することは困難であることから、不確実性が高い状況にあると考えております。一方で、ワクチン接種が予定通り進むことにより、2022年3月期においては当該影響が残るものの、緩やかな回復基調に向かうと仮定しており、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、会計上必要となる見積りを行っております。

なお、前述の通り、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素も多いことから、今後の財政状態及び経営成績の状況に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,938,420千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 68,204千円 |
| " 短期金銭債務 | 140,451千円 |
| " 長期金銭債務 | 2,400千円 |
| 3. 当社におきましては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極限度額及び貸出コミットメントの総額 | 3,600,000千円 |
| 借入実行残高 | 2,100,000千円 |
| 差引額 | 1,500,000千円 |
| 4. 株式会社北沢キープサービスの金融機関からの借入金19,000千円に対し、保証予約を行っております。 | |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 132,358千円 |
| 仕入高 | 1,191,008千円 |
| 営業取引以外の取引高 | |
| 受取賃貸料等 | 7,402千円 |
| 支払手数料 | 7,438千円 |
| 試験研究費 | 222千円 |
| 2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額 | 45,763千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|------------------------|------------|
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 5,228,065株 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産	
賞与引当金	24,312千円
未払事業税	4,533千円
貸倒引当金	36,905千円
退職給付引当金	281,177千円
役員退職慰労引当金	79,214千円
商品評価損	33,980千円
投資有価証券評価損	86,412千円
有形固定資産減損損失	134,806千円
会員権評価損	29,785千円
その他有価証券評価差額金	22,291千円
その他	7,146千円
繰延税金資産小計	740,561千円
評価性引当額	△249,566千円
繰延税金資産合計	490,995千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△25,900千円
その他有価証券評価差額金	△365,860千円
繰延税金負債合計	△391,760千円
繰延税金資産の純額	99,235千円

(関連当事者取引に関する注記)

属性	会社名	議決権等の 所有割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱北沢キープサービス	100%	売上高	108,855	売掛金	11,388
			仕入高	464,484	未収金	56,139
			受取賃貸料	7,402	買掛金	54,011
			支払手数料	7,438		
			保証予約	19,000		
子会社	エース工業㈱	100%	売上高	23,452	売掛金	66
			仕入高	410,988	未収金	609
			営業取引以外の 取引高	222	買掛金	40,436
					前受金	700
				長期預り保証金	2,400	
子会社	サンバイク㈱	100%	売上高	51	買掛金	31,766
			仕入高	315,536	支払手形	14,237

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 476円25銭
2. 1株当たり当期純損失(△) △0円91銭

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

北沢産業株式会社

取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 荒 川 栄 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 芦 澤 宗 孝 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北沢産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北沢産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

北 沢 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

永和監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 荒 川 栄 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 芦 澤 宗 孝 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北沢産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

北 沢 産 業 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 相 原 貫 二 ㊟

監 査 役 藤 森 一 喜 ㊟

監 査 役 井 上 晴 孝 ㊟

監 査 役 納 谷 全 一 郎 ㊟

(注) 監査役藤森一喜、井上晴孝、納谷全一郎は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、安定配当を基調としつつ、今後の事業展開、経営体質の充実強化に努める一方で、株主の皆様への日頃のご支援にお応えすべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額92,950,960円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	お ぎ き み つ ゆ き 尾 崎 光 行 (1947年3月10日)	1969年4月 当社入社 1990年6月 同 取締役業務部長 1992年10月 同 常務取締役 2001年4月 同 専務取締役 2002年6月 同 代表取締役社長 2005年3月 同 取締役株式会社北沢キープサービス担 当 2005年4月 同 代表取締役社長 2009年12月 同 代表取締役社長 営業戦略本部担当兼コーヒーマシン販売促 進部担当 2011年4月 同 代表取締役社長 2019年4月 同 代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） —	148,239株
		【取締役候補者とした理由】 入社以来、技術部門、輸入商品を取り扱う海外部門、販売部門まで幅広い事業に従事し、その経験に基づき当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を牽引しておりました。現在は代表取締役会長として、経営における重要事項の決定など、企業価値向上、ガバナンス強化に努めており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	きた がわ まさ き 北 川 正 樹 (1958年1月3日)	1981年4月 当社入社 2005年4月 同 購買部長 2007年4月 同 九州ブロック長 2008年10月 同 購買部長兼海外部長 2011年6月 同 執行役員購買部長兼海外部長 2014年6月 同 取締役東日本営業本部長 2016年4月 同 取締役購買部長 2019年4月 同 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） — 【取締役候補者とした理由】 入社以来、購買部門、輸入商品を取り扱う海外部門、販売部門の幅広い業務に従事し、ブロックを統括する役職の経験も有しております。その経験に基づき、現在は当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	36,360株
3	さか い やす たろう 酒 井 保 太 郎 (1946年11月5日)	1973年4月 当社入社 2005年6月 同 取締役プロジェクトグループ長 2005年10月 同 取締役プロジェクトグループ長兼購買部担当 2007年10月 同 取締役プロジェクトグループ長兼購買部長 2008年10月 同 取締役プロジェクトグループ長 2011年4月 同 取締役プロジェクトグループ長兼建装部長 2011年6月 同 取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長 2014年6月 同 常務取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長 2015年4月 同 常務取締役本社営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） — 【取締役候補者とした理由】 入社以来、販売部門、購買部門、家庭用キッチンを取り扱う部門に従事し、大型の案件に対する営業活動の豊富な経験を有しております。その経験に基づき現在は当社の常務取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	46,197株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	いしづかひろし 石塚洋 (1954年3月1日)	<p>1977年4月 株式会社北陸銀行入行 2005年7月 当社（出向受入）、管理本部経理部長 2006年6月 同 入社、取締役管理本部経理部長 2009年12月 同 取締役管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） —</p> <p>【取締役候補者とした理由】 前職の銀行での豊富な経験を有し、入社以来、経理部門他、管理部門の業務に従事しております。その経験に基づき現在は当社の取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	53,638株
5	こやまえいき 小山栄樹 (1957年1月2日)	<p>1979年4月 当社入社 1995年9月 同 札幌支店長 1996年7月 同 北海道ブロック長 2004年4月 同 執行役員 北海道ブロック長 2011年4月 同 執行役員 営業戦略本部長兼コーヒーマシン販売促進部長兼キッチンコンサルタント室長 2011年6月 同 取締役営業戦略本部長兼コーヒーマシン販売促進部長兼キッチンコンサルタント室長 2013年4月 同 取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長 2019年4月 同 取締役購買部長 2019年6月 同 取締役購買部長兼海外部長 2021年4月 同 取締役自動機器担当（現任） 2021年4月 エース工業株式会社 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） エース工業株式会社 代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 入社以来、販売部門の業務に従事し、ブロックを統括する役職の経験、営業を統括する部署およびキッチンコンサルタントを行う部署、購買部門、海外部門と幅広く業務に従事しておりました。その経験に基づき、現在は当社の取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	43,851株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	<p style="text-align: center;">かん だ ひろ のり 神 田 浩 徳</p> <p>(1960年4月11日)</p>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2001年7月 同 営業本部第三営業部長</p> <p>2007年10月 同 松本支店長</p> <p>2010年4月 同 大阪支店長兼神戸出張所長</p> <p>2014年6月 同 取締役西日本営業本部長</p> <p>2016年4月 同 取締役東北・関東ブロック担当</p> <p>2019年4月 同 取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長</p> <p>2021年4月 同 取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長兼関東ブロック担当（現任） （重要な兼職の状況）</p> <hr/> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>入社以来、販売部門に従事し、本社での部長職、ブロックを統括する役職等での幅広い営業活動の経験を有し、営業を統括する部署およびキッチンコンサルタントを行う部署の業務に従事しております。現在は当社の取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	33,415株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
7	あお き しげ お 青 木 茂 男 (1942年3月3日)	1965年4月 日本生命保険相互会社入社 1969年6月 公認会計士登録 1985年4月 国際商科大学（現 東京国際大学）商学部 教授 2000年12月 同大学 副学長 2005年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション 研究科教授 2010年7月 財団法人（現 公益財団法人）金子国際文 化交流財団理事長（現任） 2011年4月 茨城キリスト教大学経営学部長 2014年7月 一般財団法人会計教育研修機構監事（現任） 2015年7月 茨城キリスト教大学名誉教授（現任） 2016年4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究 科客員教授（現任） 2016年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士 公益財団法人金子国際文化交流財団理事長 一般財団法人会計教育研修機構監事 茨城キリスト教大学名誉教授 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 過去に取締役として会社経営に直接関与した経験はあ りませんが、大学教授、財団法人の理事長および監事と しての豊富な経験と公認会計士としての財務および会計 に関する幅広い知見を有しており、経営の意思決定への 妥当性・適正性を確保するための助言など、取締役会の 監督機能の強化と透明性の確保に向けての適切な役割を 担っていただけることが期待されるため、引き続き社外 取締役候補者としたものであります。	6,554株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	やま だ まさ と 山 田 正 人 (1956年 3月 25日)	<p>1978年 4月 株式会社北陸銀行入行</p> <p>2009年 1月 同 経営管理部上席推進役(出向松井建設株式会社)</p> <p>2009年 7月 松井建設株式会社 執行役員営業本部営業部長</p> <p>2010年 2月 同 執行役員経営企画部長</p> <p>2010年 6月 同 取締役執行役員</p> <p>2012年 4月 同 取締役管理本部副本長</p> <p>2014年 4月 同 取締役経営企画部・CSR推進室・情報システム部・法務室担当</p> <p>2016年 4月 同 取締役経営企画部・情報システム部担当</p> <p>2018年 4月 同 取締役常務執行役員経営本部長</p> <p>2020年 4月 同 取締役常務執行役員経営本部担当</p> <p>2020年 6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>—</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 金融機関に勤められた経験や上場会社の取締役における豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、経営の意思決定への妥当性・適正性を確保するための助言など、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けての適切な役割を担っていただけることが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	635株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で取締役全員および監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
3. 社外取締役候補者の独立性について
青木茂男氏、山田正人氏の両名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
なお、青木茂男氏の当社社外取締役の就任期間は本総会終結の時をもって5年となり、山田正人氏の当社社外取締役の就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
当社は、青木茂男氏、山田正人氏の両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社と社外取締役は会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、当社と青木茂男氏、山田正人氏の両名との間において同内容の責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

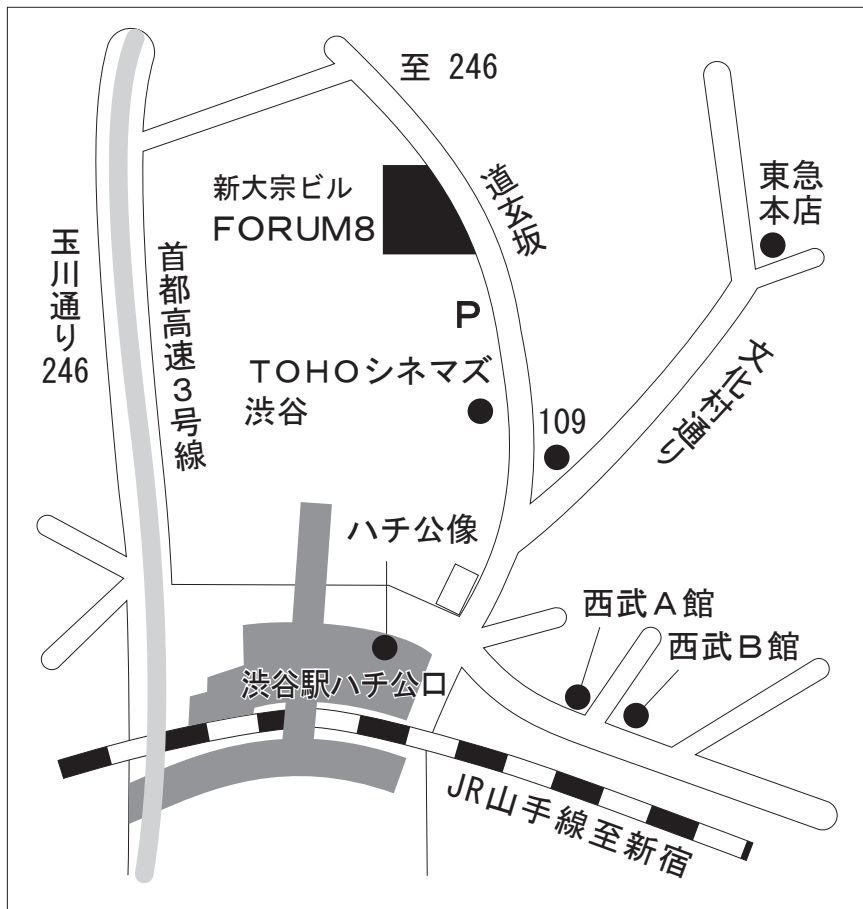
日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

場所 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番地7号

新大宗ビル1号館

フォーラムエイト 8階 キングスクエア

TEL 03-3780-0008



JR山手線・埼京線、井の頭線、東急東横線

地下鉄（銀座線、半蔵門線、東急田園都市線、副都心線）

各線 渋谷駅ハチ公口 徒歩約8分

※前年と会場が変わっておりますのでご注意ください。（前回会場と同じビルの8階）

また、ご出席の際はご自身の体調等をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。